プロジェクト　**税効果会計**

項目　**本日の審議事項**

前回までの審議事項

（回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討）

1. 企業会計基準委員会は、2015 年 5 月 26 日に企業会計基準適用指針公開草案第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性に関する適用指針の公開草案」という。）の公表を行った。

2. 回収可能性に関する適用指針の公開草案に対するコメント期間は 2 カ月であり 2015 年 7 月 27 日に締め切られ、22 通のコメントレターが寄せられた。

3. 第 318 回・第 319 回企業会計基準委員会（2015 年 8 月 26 日・2015 年 9 月 11 日）及び第 23 回・第 24 回の税効果会計専門委員会（2015 年 8 月 11 日・2015 年 8 月 31 日）（以下「専門委員会」という。）では、寄せられたコメントの対応案を議論した。

4. 前回の専門委員会で使用した「公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案」は審議事項(3)-1 参考資料としている。また、前回の企業会計基準委員会及び専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(3)-5 に記載している。

本日の審議事項

（回収可能性に関する適用指針の公開草案のコメント対応案の検討）

5. 前回までの議論を踏まえ、下記事項については論点を整理するための詳細な審議資料を別途作成することを予定している。

   (1) 各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い
   及び（分類 1）に該当する企業等における「回収可能性があるものとする」取扱い

   (2) スケジューリングの定義に関する事項

   (3) 合理的な説明（反証規定）に関する取扱い

   - （分類 2）に該当する企業において、スケジューリング不能な将来減算一時差異を回収可能性があるものとする場合の取扱い

   - （分類 3）に該当する企業において、5 年を超える見積期間を合理的な見積可能期間とする場合の取扱い

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- （分類 4）の要件を満たす企業において、（分類 2）又は（分類 3）に該当する場合の取扱い

(4) 早期適用の取扱い

(5) 適用初年度の期首の影響額の取扱い

6. 本日は、上記のうち(1)各分類の要件をいずれも満たさない場合の取扱い他（審議事項(3)-2）、(2)スケジューリングの定義に関する事項（審議事項(3)-3）及び(3)合理的な説明（反証規定）に関する取扱い（審議事項(3)-4）について、議論を行う。

（税効果会計に適用する税率に関する取扱い）

7. 第 314 回・第 316 回企業会計基準委員会（2015 年 6 月 29 日・2015 年 7 月 24 日）及び第 21 回・第 22 回専門委員会（2015 年 6 月 19 日・2015 年 7 月 13 日）では、回収可能性に関する適用指針の公開草案に移管された監査委員会報告第 66 号及び監査委員会報告第 70 号を除いた 5 本の実務指針の検討の進め方について議論を行った。

8. 議論の過程で、税効果会計に適用される税率について、仮に 2016 年 3 月決算期において適用できるように開発すべきというニーズに対応する場合には、税率に関する適用指針を別途開発することを提案している。

9. 本日の企業会計基準委員会では、税効果会計に適用する税率に関する取扱いの方向性について審議事項(3)-6 に基づいて議論を行う。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。